

大学生のための 論文・レポート作成と 著作権



株式会社アंक **ANK** ANK SOFTWARE

協力：
(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会

＊ 目次

1 「コピペ」を知っていますか？

2 大学生が論文・レポートを書く目的とは

3 論文・レポートを「正しく」書くためには？

4 著作権のルールについて

1. 著作権とは何か
2. 著作権の保護対象「著作物」とは何か
3. 著作物ではないもの

5 他人の著作物を使う方法

1. 他人の著作物を適切に使うには？
2. 許諾を得て使う
3. 引用して使う
4. 「引用」の具体的な方法
5. 「講義」に関連して使う
6. 著作権の保護対象外のものの利用

6 コピペのリスク

1. 著作権侵害
2. 教育・研究への影響
3. 大学卒業後の影響

7 コピペをなくすために

8 コピペルナーのご紹介

1. コピペルナーのチェックのしくみ
2. コピペルナーの特徴
3. コピペルナー導入の効果

1 「コピペ」を知っていますか？

昨今、論文やレポートを作成するときのコピペ行為が問題となっています。

コピペとは、もともと「コピー＆ペースト」の略であり、コンピュータ上でデータをコピーし、そのデータをほかの部分に貼り付ける（ペースト）単なる機能・操作のことです。

今ではインターネットに接続したコンピュータを使って、世界中のあらゆる文書を閲覧しコピー＆ペーストをすることができてしまうため、コピペが簡単に行える環境にあります。

ここでは、論文・レポートの作成として問題になっている「**やってはいけない『コピペ』**」のことを

「**既存の他人の情報を、自己の情報として不当に複製する行為**」

と定義します。



インターネットにまとまっている情報を、その真偽を判断せずコピペすることは、研究・学習の態度としても問題ですし、論文やレポートの内容の正しさに重大な疑問が生まれることになります。

2 大学生が論文・レポートを書く目的とは

学生は講義や期末試験の一環でレポートの提出を求められます。また、学部・学科によっては、卒業するために卒業論文を書く必要があるでしょう。

こういった論文やレポートの主な目的は、単なる感想文ではなく、研究分野での特定のテーマ（課題）について、調べたことをまとめ、テーマに対する自分の理解や考えを文章にすることです。

つまり、自分で執筆した論文・レポートは学生の学習や研究の到達度を示す成果そのものです。それらは「正しく」書かれている必要があります。

では、論文・レポートを正しく書くためには、どのような点に注意しなければならないのでしょうか。



3 論文・レポートを「正しく」書くためには？

論文・レポートを書く場合、自ら設定したテーマや、レポート課題として指定されたテーマに関して、これまでの研究や論文を探し出し、読んで理解する必要があります。そして、必要に応じて論文・レポート中で「引用」もしくは「参照」しなければなりません。

参照される素材は「文章」だけでなく、「図表」「数値データ」「画像」「映像」など多岐にわたります。

これらの素材の多くは「著作権」で保護されているため、原則として権利を持っている人に無断で使うことができません。また、著作権で保護されていないデータ等についても、論文やレポートで適切に利用するための作法があります。



4 著作権のルールについて

1. 著作権とは何か

そもそも「著作権」とは何でしょうか。

著作権とは、文章や絵画、映像など、一定の条件を満たす作品(著作物)について、それを創作した者(著作者)に与えられる権利で、創作した「著作物」を「著作者」だけが利用することができます。

他の人は、原則として著作者の許諾を得なければ、その著作物を利用することができません。

著作権の保護対象である「著作物」や、著作権が与えられる「著作者」、与えられる権利の内容や保護される期間などは、「著作権法」という法律に、定義や条件が定められています。

論文・レポートを書く時に、先行研究や先行論文を参照するには、

- ① **それが 著作権で保護されているか** を判断し
- ② **著作権で保護されているならば 誰が権利をもっているのか**
- ③ **どのように使うのか**

を意識して、適切に使うことが求められます。

2. 著作権の保護対象「著作物」とは何か

著作権で保護される対象を、著作権法では「著作物」といいます。

著作物は、「思想または感情を」「創作的に」「表現したもの」と定義されています。この定義に当てはまるかどうかを考えることになります。

著作物の具体例としては、文章、音楽、絵画、図形、映像 写真、コンピュータプログラムなどが当たり、論文・レポートで参照すべきものの多くがこれに当てはまります。著作権法には著作物の例が示されていますが、例として示されていないものであっても、著作物の定義を満たせば著作物になります。

著作物の種類	具体例
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞（楽曲を伴う）など音を用いて表現されるもの
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス等の舞踏やパントマイムの振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など造形的な美を表現したもの
建築の著作物	建物、塔、庭園、橋などの建築物（なお、設計図は図形の著作物とされている）
図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど映像の連続によって表現されるもの
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータに対する指令の組み合わせとして表現されるもの

3. 著作物ではないもの

論文・レポートで参照すべきものの中には、著作物の定義を満たさないものもあります。

具体的には以下のとおりです。

- ① 富士山の標高や、統計データなど、実験・観測結果としてのデータそのもの
- ② 万有引力の法則などの自然法則、学術的な定義

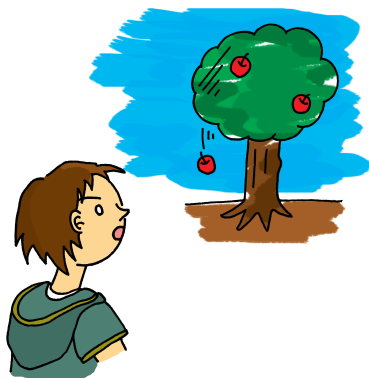
これらは、著作物の定義の「思想または感情」の表現であることを満たさないため、著作物として保護されません。ただし、データや事実を単純に表現するのではなく、それらを説明するために書かれた文章やデータをグラフや図表化した場合は、その文章や図表は「思想または感情」の表現であるため著作物となり得ます。

③ 表現の基となるアイデア

著作物は、「表現したもの」であることが必要なため、表現されていないアイデア自体は著作物として保護されません。

ただし、アイデアは特許・実用新案として登録されていることがありますので、別途注意が必要です。

なお、著作物でないデータ等は、参照するにあたって、学問分野ごとにその利用方法について出所の表示を行う等の慣習がある場合にはそれに従わなければなりません。



5

他人の著作物を使う方法

1. 他人の著作物を適切に使うには？

他人の著作物をコピーして刑事罰・民事責任を問われる可能性を考えると、他人の著作物を正しく使うための知識は必須です。

他人の著作物を参照し、自分の論文・レポートに取り込んで使う方法は、以下の通りです。

- ① 著作権者の許諾を得る
- ② 著作権の例外ルール（「引用」「授業のための複製」）に従う
- ③ 著作権の保護対象外の著作物を使う



では、著作物を使う方法について、それぞれどういったことをするのか、詳しくみていきます。

2. 許諾を得て使う

まず、**著作権者の許諾を得て利用する**方法があります。

著作権者に著作物の利用方法を伝え、使いたいと申し出て、使って良いという判断を仰ぎます。

さらに論文・レポートへの記載（複製）のみなのか、印刷して配布・販売するのか、ネットでの公開をいつからいつまで行うのか、一部改変するのか等、利用方法は具体的になければなりません。

許諾を得る方法は、口頭でも書面でも、どのような方法でもかまいません。

ただし、著作権者にとって、許諾を与えることは義務ではないため、許諾が得られない場合があります。また、利用のための対価（金銭の支払い）が必要かについても、著作権者次第です。



3. 「引用」して使う

次に、著作権法に定められている、**許諾を得ずに適法に使うことができる特別ルール**があります。その一つが「引用」です。

引用して使うためには、以下の条件が必要となります。



引用の条件

- ① 公表されている著作物であること
- ② 公正な慣行に合致すること
- ③ 引用部分の明瞭区別
- ④ 引用の目的上正当な範囲内であること
- ⑤ 引用される分量において、引用部分が従で、自分の著作物が主であること
- ⑥ 出所の明示

4. 「引用」の具体的な方法

① 公表されている著作物であるかどうか ② 公正な慣行

論文・レポートで引用を行う場合には、簡単に判別できるでしょう。また、論文・レポートでの引用は、公正な慣行に合致していると言えます。

③ 引用部分の明瞭区別

引用部分を「括弧書き」にしたり、**書体を変えたり**、**段落分け**をしたりします。

④ 引用の目的上正当な範囲内であること

論文・レポートで参照するために必要な範囲のみを引用します。また、たとえば絵画の批評など、著作物の種類・内容によっては全部引用も可能です。

⑤ 引用される分量において、引用部分が従で、自分の著作物が主であること

あくまでも自分の論文・レポートが主であることが必要です。取り込んで使う他人の論文が大部分であり自分の論文の主旨が埋もれてしまうような場合は、この条件を満たしません。

⑥ 出所の明示

論文・レポートの最後に「参考文献」として、引用した著作物の一覧をまとめて掲載するだけでは正しい出所の明示とはいえません。**どこからどこまでの記述が、どこを出所として引用したものか**が分かるよう1対1で対応している必要があります。たとえば、書籍や論文の引用の場合は書名（論文名）、著作者、出版社、発行年、掲載ページなどを、Web上の著作物の引用の場合はページタイトル、URL、必要があれば確認した日時などを、脚注もしくは章末・文末に記載します。なお、出所表記の方法は、学問分野によって異なりますので、先生や先行論文などからその方法を確認して下さい。

著作物を引用する場合、その利用法に制限がありませんので、論文・レポートで参照したものを印刷したり、インターネットで公開したりすることもできます。

5. 「講義」に関連して使う

著作権法に定められている、許諾を得ずに適法に使うことができる特別ルールには、「引用」の他、「教育機関における授業の過程における複製」があります。条件は以下の通りです。

- ① 公表された著作物であること
- ② 授業の過程における使用を目的とすること
- ③ 授業を担当する教員やその授業を受ける者が複製すること
- ④ 必要と認められる限度内であること
- ⑤ 著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと

このルールは、講義のレポート課題など、講義に伴って著作物を使う場合に適用できますが、複製（コピー）での利用に限られ、当該レポートをインターネットで公開する場合には、別途著作権者の許諾を得ることが必要です。



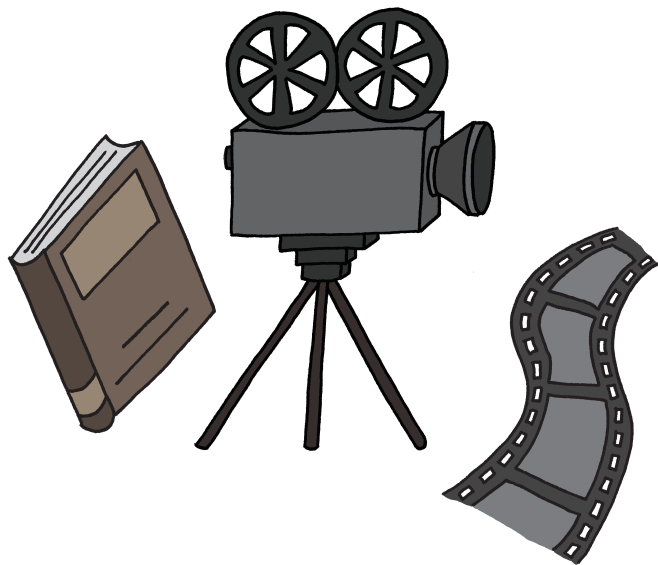
6. 著作権の保護対象外のものの利用

著作物でないものは著作権の保護対象とはなりません。しかし、著作権法では、著作物には当たるものの、著作権の保護が及ばないと明示されているものがあります。下記の著作物については著作権者の許諾なく利用できます。

- ① 憲法や民法などの法令
- ② 行政機関の告示、訓令、通達など（「〇〇白書」はこれに含まれません）
- ③ 裁判所の判決、決定など
- ④ ①～③の翻訳物及び編集物で、国もしくは地方公共団体の機関または独立行政法人が作成するもの

また、著作権法では、著作権に保護期間が定められており、一定の期間が経過した著作物も許諾なく利用できます。

- ① 著作者の死後 70 年経過したもの
- ② 団体名義の著作物の場合、公表後 70 年経過したもの
- ③ 映画の著作物の場合、公表後 70 年経過したもの



6 コピペのリスク

1. 著作権侵害

既存の他人の情報を自己の情報としてコピペしてしまうとどのような問題が生じてしまうのでしょうか。

まず、コピペの対象が著作物であれば、著作権侵害となり、刑事罰や民事責任を問われるおそれがあります。

著作権侵害の刑事罰は 10 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金またはその両方となります。また、民事責任としては、被害の解消（損害賠償請求）やコピペ部分の削除や廃棄（差止請求）などが求められます。

つまり、コピペは違法行為であり、かつ犯罪行為になりうるものなのです。「知らなかった」では済まされない大きなリスクです。

なお、著作物でないデータ等も、参照するにあたって、学問分野ごとにその利用方法について出所の表示を行う等の慣習がある場合にはそれに従わなければなりません。

2. 教育・研究への影響

論文やレポートは教育や研究の成果を確かめるためのものです。書かれたそれらの文書が全て他者からの丸写しだと、講座の教育効果が得られません。また、学位を与えられるレベルに達していることにもなりません。

コピペを行うことは、他者の研究成果を自己のものとして盗用することでもあり、著作権侵害とならないコピペであっても、「論文」全体の信頼を失い、結果として研究行為そのものの信頼を揺るがすことになってしまいます。

3. 大学卒業後の影響

コピペのリスクは学生の期間にとどまりません。大学卒業後、研究者にならずに会社等に就職した場合、論文は書かなくなるかもしれませんが、業務上、レポートや企画書などの文書を作成する機会は数多くあります。

もし、コピペについて正しい知識を持たないで卒業し、就職した場合、その後も同じようにコピペを続けてしまい、結果として、著作権侵害を引き起こしてしまうかもしれません。

業務上で著作権侵害を起こしてしまった場合、例えば著作権侵害をしてしまった印刷物の回収や損害賠償責任など、自己のみならず勤務先に大きな悪影響を及ぼしてまいります。

つまり、コピペは研究者のみならず、すべての社会人も避けなければならないのです。

7 コピペをなくすために

コピペをなくすためにはどうしたらよいでしょう。

コピペが起こらないようにするためには、執筆者である学生自身が、他人の情報を正しく利用することについての知識を得る必要があります。

これには、先生方によって、他人の研究成果の適正な参照方法について指導を行うことが重要だと思われます。新入学のタイミングなどで、大学全体での指導も行えればなおよいでしょう。

大学によっては、論文・レポートの作成法についての小冊子を作成し、その中で著作権のルールやコピペ問題についても記述し、全学的に指導を行っているところがあります。また、コピペを発見するためのツールを導入し、積極的に利用するよう推進する大学もあります。

8 コピペルナーのご紹介

レポートの中からコピペを見つけ出すのは、とても時間がかかる作業です。

コピペルナーは、インターネット上の文書、または手元の登録済みの文献から、レポートの中のコピペと思われる部分を自動的に検出するソフトウェアです。コピペルナーを利用することで、コピペチェックにかかる時間を短縮するのに役立ちます。

金沢工業大学知的財産科学研究センター長の杉光一成教授が考案し、株式会社アンクが2009年に開発しました。



1. コピペルナーのチェックのしくみ

コピペルナーは、レポートに関連するキーワードを指定し、そのキーワードをインターネットの検索エンジンにかけ、ヒットした上位のWebページに対して全文検索を行い、文書間のコピペ率の比較を行います。

なお、コピペに利用されやすいWikipediaは、既定で最初に検索するようになっています。

2. コピペルナーの特徴

コピペルナーにはWindows環境で動作するクライアント版の「コピペルナー V4」と複数の教員が同時に利用できる「コピペルナー サーバー」のラインナップがあります。コピペルナーの主な特徴は以下の通りです。

- レポートの読み込み、検索条件設定、検索実行の**3ステップで簡単操作**
- **判定結果をパーセント表示し、コピペ箇所は色付け**して表示
- レポートは**Word文書、PDF文書、テキスト文書**に対応
- Webページや手元の文献とだけでなく、**レポートどうしも比較**
- 文章の語尾が変化しても一致する、**あいまい検索に対応**
- **正式な引用をチェックから除外可能**
- レポートどうしの**コピペの相関を図示**可能（コピペルナー V4のみ）

判定結果の見方について

判定結果は、レポートの良し悪しを直接示すものではありません。数字が大きくてもレポートの作成者が引用のルールをきちんと理解していないだけで、実はしっかり考えられた内容かもしれませんし、検索キーワードが適切でない等の理由で、低い数字が出てしまうこともあります。

判定結果を良いとするか悪いとするかは、あくまで先生の判断に委ねられます。

3. コピペルナー導入の効果

コピペルナーは、2017年5月時点で590を超える教育機関に導入されています。ユーザー様からは、「自分で見つけられなかったコピペを見つけれられた」「コピペがたくさん見つかってびっくりした」という声をいただいております。

しかし、コピペルナー導入の本来の効果は、コピペ判定ではありません。事前に学生に対して、「コピペルナーを導入している」と通知しておくことで、コピペの抑止力としての効果を発揮します。

また、正式な引用を除外する機能があるため、学生へ正しい引用の仕方を先生から指導していただき、引用のルールが守られているかをチェックするのにも役立ちます。コピペルナーは評価版もご用意しております。興味をお持ちの方は、弊社までご連絡ください。





コピーペルナーに関するお問い合わせ



<https://www.ank.co.jp/copypelna/>

制作・著作 株式会社アंक

制作協力 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

<http://www2.accsjp.or.jp/>

© 2017 ANK Co.,Ltd. 記載されている内容は、2017年6月現在のものです。